

抜 粹

○学校法人明治薬科大学寄附行為施行規則

制定 昭和59年4月1日
(略)

改正 令和7年4月1日

第9章 顧問

(顧問)

第69条 この法人に顧問を置くことができる。

2 顧問は、次の各号により、理事会の決議により理事長が推薦する。

- (1) この法人の正・副理事長であった者
- (2) この法人の設置する大学の学長であった者
- (3) この法人に対して特別顕著な功労のあった者

3 顧問は、この法人の重要な事項について、理事長の諮問に答えるものとする。

4 顧問は、評議員会に随時出席して、意見を述べることができる。ただし、議決には加わらない。